

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：若狭消防組合

令和8年7月1日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	66.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	65.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	88.4%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員については、情報公表の対象者が少なく、特定の職員の給与が推測し得るため、公表の対象外とする。

役職段階別については、情報公表の対象者が少なく、特定の職員の給与が推測し得るため、公表の対象外とする。

女性職員数が少なく、かつ勤続年数が5年以下である職員が多数であるため、相対的に女性職員の給与水準が低い状況となっています。なお、勤続年数が5年を超える職員については、情報公表の対象者が少なく、特定の職員の給与が推測し得るため、公表の対象外とする。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	—

【説明欄】

令和８年４月１日時点の職員数を基に算出しています。
管理的地位にある女性職員がいないため、「—」と記載しています。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	１．９％
本庁係長相当職	—

【説明欄】

令和８年４月１日時点の職員数を基に算出しています。
本庁課長補佐相当職以外の区分については、該当する女性職員がいないため、「—」と記載しています。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(１) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	２５．０％
女性	—

(２) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0 %	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	1 0 0 %	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	0 %	—	—	—
1 月超 3 月以下	0 %	—	—	—
3 月超 6 月以下	0 %	—	—	—
6 月超 9 月以下	0 %	—	—	—
9 月超 12 月以下	0 %	—	—	—
12 月超 24 月以下	0 %	—	—	—
24 月超	0 %	—	—	—

【説明欄】

育児休業取得率＝令和 7 年度中に新たに育児休業を取得した職員÷令和 7 年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員

常勤女性職員および会計年度任用職員には該当者がいないため「—」と記載しています。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
消防本部	8. 1 時間／月
消防本部以外	8. 7 時間／月

【説明欄】

消防本部および消防本部以外の区分には、それぞれ毎日勤務者および交替制勤務者を含めています。